

あなぶきアリーナ香川(香川県立アリーナ)利用料金

●平日又は休日等の料金区分がある場合、「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日とする。

メインアリーナ

施設の名称	区分	利用条件	全日	午前	午後	夜間	9:00前又は21:00後において利用する場合 1時間につき	
			9:00~21:00	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00		
メインアリーナ	平日	アマチュアスポーツ						
		入場料を徴収する場合	513,000円	171,000円	171,000円	171,000円	53,440円	
		入場料を徴収しない場合	121,200円	40,400円	40,400円	40,400円	12,630円	
		アマチュアスポーツ以外						
		入場料を徴収する場合	1,916,100円	638,700円	638,700円	638,700円	199,590円	
		入場料を徴収しない場合						
		営利を目的とする場合	1,029,300円	343,100円	343,100円	343,100円	107,220円	
		営利を目的としない場合	651,900円	217,300円	217,300円	217,300円	67,910円	
	休日等	アマチュアスポーツ						
		入場料を徴収する場合	615,600円	205,200円	205,200円	205,200円	64,130円	
		入場料を徴収しない場合	121,200円	40,400円	40,400円	40,400円	12,630円	
		アマチュアスポーツ以外						
		入場料を徴収する場合	2,299,200円	766,400円	766,400円	766,400円	239,500円	
		入場料を徴収しない場合						
営利を目的とする場合		1,235,100円	411,700円	411,700円	411,700円	128,660円		
営利を目的としない場合		782,400円	260,800円	260,800円	260,800円	81,500円		

- 9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。
- 小学校・中学校・高等学校・大学等に属する児童・生徒等がアマチュアスポーツ以外で利用する場合の利用料金は、次に掲げる利用料金の額とする。利用内容によりこの限りでない。
 - (1)入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツにおける入場料を徴収する場合の利用料金。
 - (2)入場料を徴収しない場合、アマチュアスポーツにおける入場料を徴収しない場合の利用料金。
- 準備又は撤去のために利用する場合、利用料金の2分の1を乗じた金額とし、その額に10円未満の端数がある場合は、切り上げとする。1日の内に開催利用を含む場合、この1日(9:00~21:00)は上記に定める利用料金とする。
- メインアリーナについては、4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、又は4分の1に区分して利用することができる。この場合の利用料金は、上記に定める利用料金の分割区分を乗じた金額とし、その額に10円未満の端数がある場合は、端数金額を切り上げるものとする。

サブアリーナ

施設の名称	区分	利用条件	全日	午前	午後	夜間	9:00前又は21:00後において利用する場合1時間につき	
			9:00~21:00	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00		
サブアリーナ	平日	アマチュアスポーツ						
		入場料を徴収する場合	135,000円	45,000円	45,000円	45,000円	14,060円	
		入場料を徴収しない場合	40,800円	13,600円	13,600円	13,600円	4,250円	
		直前割引	32,640円	10,880円	10,880円	10,880円	-	
		部活動応援割引	32,640円	10,880円	10,880円	10,880円	-	
		アマチュアスポーツ以外						
		入場料を徴収する場合	666,300円	222,100円	222,100円	222,100円	69,410円	
		入場料を徴収しない場合						
		営利を目的とする場合	386,700円	128,900円	128,900円	128,900円	40,280円	
		営利を目的としない場合	220,200円	73,400円	73,400円	73,400円	22,940円	
	休日等	アマチュアスポーツ						
		入場料を徴収する場合	162,000円	54,000円	54,000円	54,000円	16,880円	
		入場料を徴収しない場合	40,800円	13,600円	13,600円	13,600円	4,250円	
		直前割引	32,640円	10,880円	10,880円	10,880円	-	
部活動応援割引		32,640円	10,880円	10,880円	10,880円	-		
アマチュアスポーツ以外								
入場料を徴収する場合		799,500円	266,500円	266,500円	266,500円	83,280円		
入場料を徴収しない場合								
営利を目的とする場合		464,100円	154,700円	154,700円	154,700円	48,340円		
営利を目的としない場合		264,300円	88,100円	88,100円	88,100円	27,530円		

- 9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。
- 小学校・中学校・高等学校・大学等に属する児童・生徒等がアマチュアスポーツ以外で利用する場合の利用料金は、次に掲げる利用料金の額とする。利用内容によりこの限りでない。
(1)入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツにおける入場料を徴収する場合の利用料金。
(2)入場料を徴収しない場合、アマチュアスポーツにおける入場料を徴収しない場合の利用料金。
- 準備又は撤去のために利用する場合、利用料金の2分の1を乗じた金額とし、その額に10円未満の端数がある場合は、切り上げとする。1日の内に開催利用を含む場合、この1日(9:00~21:00)は上記に定める利用料金とする。
- サブアリーナについては、2分の1に区分して利用することができる。この場合の利用料金は、上記に定める利用料金に分割区分を乗じた金額とし、その額に10円未満の端数がある場合は、端数金額を切り上げるものとする。
- サブアリーナの「直前割引(利用日の30日前から前日まで受付)」「部活動応援割引(利用日の60日前から前日まで受付)」は、「アマチュアスポーツ/入場料を徴収しない」の利用区分に限り適用可能で、利用料金の20%を減額とする。

武道施設

施設の名称	区分	利用条件	全日	午前	午後	夜間	9:00前又は21:00後において利用する場合 1時間につき	
			9:00~21:00	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00		
武道施設	平日	アマチュアスポーツ						
		入場料を徴収する場合	48,000円	16,000円	16,000円	16,000円	5,000円	
		入場料を徴収しない場合	15,600円	5,200円	5,200円	5,200円	1,630円	
		直前割引	12,480円	4,160円	4,160円	4,160円	-	
		部活動応援割引	12,480円	4,160円	4,160円	4,160円	-	
		アマチュアスポーツ以外						
		入場料を徴収する場合	147,600円	49,200円	49,200円	49,200円	15,380円	
		入場料を徴収しない場合						
		営利を目的とする場合	88,200円	29,400円	29,400円	29,400円	9,190円	
		営利を目的としない場合	67,200円	22,400円	22,400円	22,400円	7,000円	
	休日等	アマチュアスポーツ						
		入場料を徴収する場合	57,600円	19,200円	19,200円	19,200円	6,000円	
		入場料を徴収しない場合	15,600円	5,200円	5,200円	5,200円	1,630円	
		直前割引	12,480円	4,160円	4,160円	4,160円	-	
		部活動応援割引	12,480円	4,160円	4,160円	4,160円	-	
		アマチュアスポーツ以外						
入場料を徴収する場合		177,000円	59,000円	59,000円	59,000円	18,440円		
入場料を徴収しない場合								
営利を目的とする場合	105,900円	35,300円	35,300円	35,300円	11,030円			
営利を目的としない場合	80,700円	26,900円	26,900円	26,900円	8,410円			

- 9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。
- 小学校・中学校・高等学校・大学等に属する児童・生徒等がアマチュアスポーツ以外で利用する場合の利用料金は、次に掲げる利用料金の額とする。利用内容によりこの限りでない。
(1)入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツにおける入場料を徴収する場合の利用料金。
(2)入場料を徴収しない場合、アマチュアスポーツにおける入場料を徴収しない場合の利用料金。
- 準備又は撤去のために利用する場合、利用料金の2分の1を乗じた金額とし、その額に10円未満の端数がある場合は、切り上げとする。1日の内に開催利用を含む場合、この1日(9:00~21:00)は上記に定める利用料金とする。
- 武道施設については、3分の2、3分の1に区分して利用することができる。この場合の利用料金は、上記に定める利用料金の分割区分を乗じた金額とし、その額に10円未満の端数がある場合は、端数金額を切り上げるものとする。
- 武道施設の「直前割引(利用日の30日前から前日まで受付)」「部活動応援割引(利用日の60日前から前日まで受付)」は、「アマチュアスポーツ/入場料を徴収しない」の利用区分に限り適用可能で、利用料金の20%を減額とする。

武道施設

個人利用券を購入して利用する場合

施設の名称	区分	単位	利用料金
武道施設	一般	1人につき1回	440円
	生徒以下(付添者無料)	1人につき1回	220円

個人利用回数券を購入して利用する場合

施設の名称	区分	種類	利用料金
武道施設	一般	440円券(11枚)	4,400円
	生徒以下(付添者無料)	220円券(11枚)	2,200円

●武道施設における生徒以下とは、未就学児及び小学校・中学校・高等学校等に属するものとする。

メインアリーナ交流エリアを専用利用

施設の名称	区分	利用条件	全日	午前	午後	夜間	9:00前又は 21:00後 において 利用する場合 1時間につき
			9:00～ 21:00	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
メインアリーナ 交流エリア	平日	1平方メートル当たり	81円	25円	25円	31円	10円
	休日等	1平方メートル当たり	97円	30円	30円	37円	12円

●メインアリーナの利用者は利用料金を免除とする。

●9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。

会議室

個人利用券を購入して利用する場合

施設の名称	区分	単位	利用料金
会議室 1	9:00~21:00に利用する場合	1時間当たり	2,350円
	9:00前又は21:00後に利用する場合	1時間当たり	2,940円
会議室 2	9:00~21:00に利用する場合	1時間当たり	3,530円
	9:00前又は21:00後に利用する場合	1時間当たり	4,410円
会議室 3	9:00~21:00に利用する場合	1時間当たり	1,460円
	9:00前又は21:00後に利用する場合	1時間当たり	1,830円
会議室 4	9:00~21:00に利用する場合	1時間当たり	1,570円
	9:00前又は21:00後に利用する場合	1時間当たり	1,960円

●利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。

トレーニングルーム

専用利用の場合

全日	午前	午後	夜間	9:00前又は21:00後において利用する場合 1時間につき80円
9:00~21:00	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	
9,450円	3,150円	3,150円	3,150円	

●9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。

●専用利用は、メインアリーナ及びサブアリーナの両方の全面利用に限る。

個人利用券または個人利用回数券を購入して利用する場合

区分	個人利用(1回利用券)	個人利用(回数利用券)	個人利用(月額定期券)
一般	1人につき1回440円	440円券11枚4,400円	1ヵ月4,400円
生徒及び児童(付添者無料)	1人につき1回220円	220円券11枚2,200円	1ヵ月2,200円
高齢者(65歳以上)	1人につき1回220円	220円券11枚2,200円	1ヵ月2,200円
障がい者(介助者無料)	1人につき1回220円	220円券11枚2,200円	1ヵ月2,200円

●武道施設における生徒以下とは、未就学児及び小学校・中学校・高等学校等に属するものとする。

VIPルーム

施設の名称	区分	全日	午前	午後	夜間	9:00前又は 21:00後において 利用する場合 1時間につき
		9:00~21:00	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	
VIPルーム1	平日	25,380円	8,460円	8,460円	8,460円	2,640円
	休日等	30,450円	10,150円	10,150円	10,150円	3,170円
VIPルーム2	平日	38,070円	12,690円	12,690円	12,690円	3,970円
	休日等	45,690円	15,230円	15,230円	15,230円	4,760円
VIPルーム3	平日	22,200円	7,400円	7,400円	7,400円	2,310円
	休日等	26,640円	8,880円	8,880円	8,880円	2,780円
VIPルーム4	平日	31,080円	10,360円	10,360円	10,360円	3,240円
	休日等	37,290円	12,430円	12,430円	12,430円	3,880円

●9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。

控室

施設の名称	区分	全日	午前	午後	夜間	9:00前又は 21:00後において 利用する場合 1時間につき
		9:00~21:00	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	
控室1	平日	13,620円	4,540円	4,540円	4,540円	1,420円
	休日等	16,350円	5,450円	5,450円	5,450円	1,700円
控室2	平日	7,050円	2,350円	2,350円	2,350円	730円
	休日等	8,460円	2,820円	2,820円	2,820円	880円
控室3	平日	7,140円	2,380円	2,380円	2,380円	740円
	休日等	8,580円	2,860円	2,860円	2,860円	890円

●9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。

ホワイエを専用利用する場合

施設の名称	全日	午前	午後	夜間	9:00前又は 21:00後において 利用する場合 1時間につき
	9:00~21:00	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	
ホワイエ	26,640円	8,880円	8,880円	8,880円	2,490円

●9:00前又は21:00後において利用する場合、利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。

●専用利用は、メインアリーナ及びサブアリーナの両方の全面利用に限る。

駐車場及び駐輪場

施設の名称	区分	単位	利用料金
駐車場	2時間以内	1台につき20分までごと	20分までごとに100円
	2時間を超え6時間以内	1台につき	600円に2時間を超える30分までごとに100円を加えた額
	6時間を超え12時間以内	1台につき	1,400円
	12時間を超え16時間以内	1台につき	1,400円に12時間を超える30分までごとに100円を加えた額
	16時間を超え24時間以内	1台につき	2,200円
駐輪場	原動機付き自転車・自動二輪車	1台につき1回当たり	200円
	自転車	1台につき1回当たり	100円

- 駐車場を24時間を超えて利用する場合、1台につき駐車時間24時間ごとに2,200円とし、24時間未満の端数がある場合は、上記に定める利用料金を適用した利用料金を加えた金額とする。
- メインアリーナ、サブアリーナ又は武道施設(いずれも全面利用の場合に限る)の利用許可を受けた利用者が6時間を超えて駐車場を利用する場合、駐車場の全部又は一部を専用利用できるものとする。この場合の利用料金は、駐車区画1台の利用料金に100分の70を乗じた金額とし、乗じた金額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げるものとする。

空調及び照明設備

施設の名称	区分	単位	空調利用料金	照明設備利用料金
メインアリーナ	アリーナ面	1時間当たり	6,870円	2,030円
	観客席	1時間当たり	6,650円	—
	交流エリア	1時間当たり	7,850円	—
サブアリーナ	アリーナ面	1時間当たり	3,910円	340円
	観客席(交流エリアを含む)	1時間当たり	4,970円	—
駐輪場	全部利用	1時間当たり	1,790円	270円

- 利用時間が1時間未満である場合は1時間とし、利用時間に1時間未満の端数がある場合はその端数を1時間とする。
- 空調設備を分割して利用する場合の利用料金は、上記に定める利用料金に分割区分を乗じた金額とし、その額に10円未満の端数がある場合は、端数金額を切り上げるものとする。
- 照明設備利用料金は、照明設備を1,000ルクスを超えた照度で利用する場合に限る。

電気特別利用料金・水道特別利用料金

区分	単位	利用料金
電気特別料金	使用量1キロワット時当たり	40円
水道特別料金	使用量1立方メートル当たり	399円

- 電気の使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。
- 水道の使用量に1立方メートル未満の端数があるときはその端数を1立方メートルとし、その使用量が1立方メートル未満であるときはこれを1立方メートルとする